

明治二十五年三月三十一日

官報

号外 昭和三十九年三月二十八日

議院會議錄 第十九号

昭和三十九年三月二十八日(土曜日)

日本放送協会経営委員会委員任命
につき同意を求めるの件

衆議院事務局職員定員規程の一部
を改正する規程案（議院運営委員長提出）

○議長(船田中君) おはかりいたしました
す。

附則第二項中「十年」を「一十年」に
改める。

午後一時十五分開議
議長(船田中君) これより会議を開
くます。

昭和三十九年二月三日
内閣總理大臣 池田 勇人

第一 保険料整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
第三 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
第四 通商に関する日本国と

日程第三　通商に関する日本国と
オーストラリア連邦との間の協
定を改正する議定書の締結につ
いて承認を求めるの件

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

保安林整備計画の実施の状況及び
最近における水資源の需要の動向に
かんがみ、保安林整備臨時措置法の
有効期間を延長して保安林の整備を
図る必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

○ 本日の会議に付した案件

第六 自動車検査登録特別会計法
案(内閣提出)

第七 食糧管理特別会計法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

原子力委員会委員任命につき同意
を求めるの件

日程第六 自動車検査登録特別会
計法案(内閣提出)
日程第七 食糧管理特別会計法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)
通商産業省設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)
国会議員の秘書の給料等に関する
法律の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

○議長(船田中君)　日程第一、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、林業信用基金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

よつて国会法第八十三条により送付
昭和三十九年三月十三日
衆議院議長 船田 中殿
參議院議長 重宗 雄三

林業信用基金法の一部を改正する。
法律
林業信用基金法（昭和三十八年法
律第五十五号）の一部を次のよう
に改正する。

日本国政府のために
福田一

オーストラリア連邦政府のために
J・マッキュアン

L・R・マッキンタイア

通商に関する日本国とエル・サルバドル共和国との間の協定の締結について承認を求める件

右
国会に提出する。

昭和三十九年二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

通商に関する日本国とエル・サルバドル共和国との間の協定の締結について承認を求める件

通商に関する日本国とエル・サルバドル共和国との間の協定の締結について承認を求める件

通商に関する日本国とエル・サルバドル共和国との間の協定

ル共和国政府は、両國間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化すること、両国間の通商関係を強化し、かつ、発展させること並びに両国民の生活水準を向上させるため相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力を助長することを希望して、両国間の通商関係を公正かつ平衡的な基礎の上に規律する通商に関する協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府
外務大臣 大平正芳
エル・サルバドル共和国政府
経済大臣 サルヴァドル・ハ
ウレギ

これら全権委員は、互いにその全権委任状を交換し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

すべての種類の關稅及び課徵金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに關連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転について課されるもの

待遇を与えられる。

2 1の規定は、いずれか一方の締約國が、國際通貨基金協定の締約國として有し又は有することがある権利及び義務に合致するようないふべきは輸出手段を課すことを妨げるものではない。

3 いすれの一方の締約國も、他方の締約國のすべての產品の輸入に對し、又は當該他方の締約國の領域に仕向けられるすべての產品の輸出に對し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただしそれの第三國の同様の產品の輸入又はすべての第三國への同様の產品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、

3 いすれの一方の締約國も、他方の締約國の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、營業用の名稱及び營業用の標章に関する権利並びにすべての種類の工業所所有権に關して、當該他方の締約國の領域内においても、その判断がされた地の法令に基づいて確定しておる限りでない。

4 3の規定にかかわらず、いずれ

の一方の締約國も、貨物の輸入及

び輸出について、當該一方の締約國が2の規定に基づいて當該時に課することができる為替制限と同様の効果を有する制限又は統制をすることができる。

第五条

一方の締約國の國民又は会社と他方の締約國の國民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いすれの一方の締約國の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約國の國籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正當にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しておる限り、かつ、執行することができるものは、いすれの一方の締約國の領域内においても、その判断がされた地の領域外にあるという理由又は

國がいすれかの第三國を原產地とする产品又はいすれかの第三國に仕向ける产品に對して与えており又は将来与えることがあるすべての利益は將來与えることがあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約國の領域を原產地とする同様の产品又は他方の締約國の領域に仕向けられる同様の产品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

第二条
1 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、両締約國の領域の間ににおける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、並びに他方の締約國の領域と第三國の領域との間ににおける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、いかなる第三國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を受けるものとする。

2 いすれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の商業、工業、金融業その他の事業の活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を受ける。

3 一方の締約國の國民又は会社と他方の締約國の國民又は会社との間に

会社の財産も、他方の締約國の領域内において、公共のためにされ、か

つ、当該他方の締約國の領域に

旅行し、及び居住し、並びに同領域から出国することを許され、か

つ、これらのすべての事項に関する、いかなる第三國の國民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を受けるものとする。

4 2の規定にかかわらず、各締約

國は、相互主義に基づき、又は二

重課税の回避若しくは脱税の防止

のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第四条

いすれの一方の締約國の國民及び

会社の財産も、他方の締約國の領域

内において、公共のためにされ、か

つ、当該他方の締約國の憲法及び法

律の規定に従つて正當に補償される場合を除くほか、収用し、又は使用してはならない。この条で取り扱う

すべての事項については、いすれの

一方の締約國の國民及び会社も、他

方の締約國の領域内において、当該

他方の締約國又は第三國の國民及び

会社に与えられる待遇よりも不利で

ない待遇を受ける。

第五条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手続

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第六条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手続

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第七条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手續

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第八条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手續

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第九条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手續

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第十条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手續

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第十一条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手續

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第十二条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手續

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

内においても、その判断がされた地

の領域外にあるという理由又は

この限りでない。

第十三条

一方の締約國の國民又は会社と他

方の締約國の國民又は会社との間に

締結された仲裁による紛争の解決を

規定する契約は、いすれの一方の締

約國の領域内においても、仲裁手續

のために指定された地がその領域外

にあるという理由又は仲裁人のうち

の一人若しくは二人以上がその締約

國の國籍を有しないという理由だけ

では、執行することができないもの

と認めてはならない。その契約に従つ

て正當にされた判断で、判断がされ

た地の法令に基づいて確定してお

り、かつ、執行することができるも

のは、いすれの一方の締約國の領域

仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないと
いう理由だけでは、無効と認め、又
は執行のための有効な手段を拒否し
てはならない。

第六条

1
いすれの一方の締約国の商船も、
他方の締約国の商船及び第三国
の商船と均等の条件で、外国との間
における通商及び航海のため開放

されていいる他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともにに入ることができる。これららの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して、当該他方の締約国及び第三國の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

いづれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することができ、すべての貨物及び人を輸送する権利に関して、当該他方の締約国及び第三國の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の関税及び課徴金、(b)税關事務並びに(c)獎勵金、關稅の払いもどしの他この種の特權に関して、当該他方の締約国の商船で輸送される同様の貨物の特權にに関して、当該他方の締約国

りの地にある船舶所属國の権限である領事官にその旨を通告するものとする。

この条にいう「商船」には、漁船を含まない。

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に関する措置

2 この協定は、三年間効力を有し、その後も同一の期間ずつ自動

規定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

(b) 援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救出された物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入されない場合に限る。

いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約国担当局は、もよりの地にある船舶所属国との権利ある領事官にその旨を通告するものとする。

さらに、いすれか一方の締約国が、そのいすれかの協定の締約国で、くなつた場合には、兩締約国は、その時の事情に照らし、この協定の貿易又は為替に関する規定について修正を必要とするかどうかを決定するため、直ちに協議を行なうものとすることが了解される。

この協定は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

(a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置

各締約国の政府は、他方の締約国
の政府がこの協定の実施に関して行
なう申入れに対し好意的考慮を払
わなければならず。また、協議のた
め適當な機会を他方の締約国の政府
に与えなければならぬ。

第十条

日本国のために 大平正芳

第十名

政府は、他方の締約国との協定の実施に關して行
為として好意的考慮を払はざるを以て、
他方の締約国の政府をもたるに當る。

日本国のために 大平正芳

第八条

1 この協定のいかなる規定も、い

金利の利益を保護するための措置

以上の説明として、各全権委員は、この協定に署名した。

(b) 当該一方の締約国が構成国であ
り又は構成国となる關稅同盟又は

自由貿易地域の存在に基づいて与 える利益

(d) 国際の平和及び安全の維持若しくは回復に関する自国の義務

もつて書面により通告した場合は、この限りでない。

ており又は将来与えることがある次

の特別の利益には適用しない。

若しくは取引又は軍事施設に供

し、いずれか一方の締約国の政府

1 協定において「会社」とは、商業、工業、金融業その他營利を目的とする事業活動に從事する社団

法人、組合、会社その他の団体をいう。

2 第三条1の規定に關し、いずれ

の一方の締約国も、他方の締約国が相互主義に基づく特別の協定によりいすれかの第三國の國民に対して与えており又は将来与えることがある旅券及び査証に關する事項についての利益の享受を要求する権利を有しない。

3 第一条、第二条及び第三条1の規定は、エル・サルヴァドルが中米地盤諸國、すなわちコスタリカ、グアテマラ、ホンダニラス、ニカラグア及びパナマに与えてお

り又は将来与えることがある利益には適用しない。

4 第三条2の規定に關し、いずれ

の一方の締約国も、不動産に関する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求する

ことができる。

5 協定のいかなる規定も、著作権に關して、いかなる権利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

6 第四条の規定は、いずれか一方の締約国内で取用され、又は使用される財産で他方の締約国の國民及び会社が利益を有するものについても適用する。

7 協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定の締約国として有し又は有することがある権利及び

義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定のいかなる規定も、エル・

サン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権益及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対する、又は同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に対する行政、立法及び司法に關し同条後段に定める

状態が存続する限り、同地域の住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えており又は将来与えることがある権利及び特權の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名した。

千九百六十三年七月十九日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本件二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文によること

る。

大平正芳

エル・サルヴァドル共和国のため
に
サルヴァドル・ハウレギ

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、通商に関する豪州との協定を改正する議定書について申し上げます。

豪州は我が國に對しガット三十五条を採用しておりますので、これが撤回について交渉を行なつておりましたが、これが妥結を見ましたので、昨年八月五日この議定書の署名が行なわれました。

本議定書は、日豪間のガット関係設定に対応して、現行の通商協定に所要の改正を加えたものであります。豪州はこの議定書発効と同時に、ガット第三十五条の援用を撤回することになりました。

兩件は委員長報告のとおり承認する

と議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両件を一括して採決いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、兩件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

（設置）
国立学校特別会計法

第一条 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校及び國立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）第三条第一項に規定する國立工業教員養成所をいう。以下同じ。）の充実に資する

とともに、その經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

（管轄）

第二条 この会計は、文部大臣が法令で定めるところに従い、管理する。

（収入及び歳出）

第三条 この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院收入、積立金から受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、國立学校的運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の

え、海運に關して内国民待遇及び最恵待遇を与えることを規定しております。

本二案件は、二月十四日外務委員会に付託されましたので、政府から提案案

たが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、三月二十七日、この二案件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、いづれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。

（設置）
国立学校特別会計法

第一条 国立学校（國立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する國立学校及び國立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）第三条第一項に規定する國立工業教員養成所をいう。以下同じ。）の充実に資する

とともに、その經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

（管轄）

第二条 この会計は、文部大臣が法令で定めるところに従い、管理する。

（収入及び歳出）

第三条 この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院收入、積立金から受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、國立学校的運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の

日程第六 自動車検査登録特別会計法案(内閣提出)

日程第七 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、國立学校特別会計法案、日程第六、自動車検査登録特別会計法案、日程第七、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

利子その他の諸費をもつて歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作成及び作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予定計算書の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあたつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

3 第一項の規定による歳入歳出予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入金)

第七条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

第八条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

第九条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

2 前項の規定による借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第十一条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第十二条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第十三条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第十四条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入額) これ

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第八条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第九条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第十条 この会計において、借入金額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の総額)

第十一條 第七条第一項の規定によ

る借入金の償還金及び利子並びに

の借入れについて国会の議決を経

た金額のうち、当該年度において

借り入れをしなかつた金額があると

きは、当該金額を限度として、か

つ、歳入予算の総額の財源とし

て必要な金額の範囲内で、翌年度

において、前条第一項の規定によ

る借入金をすることができる。

(一時借入金等)

第九条 この会計において、支払上

現金に不足があるときは、この会

計の負担において、一時借入金を

し、又は国庫余裕金を繰り替えて

使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及

び繰替金は、当該年度の繰入をも

つて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金

及び繰替金の限度額については、

予算をもつて、国会の議決を経な

ければならない。

4 この会計の積立金は、資金運用

部に預託して運用することができ

(借入金及び一時借入金の借入れ

2 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。

2 この会計において、支払現金に不足があるときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算ととともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十五条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算ととともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十六条 この会計において、支払現金に不足があるときは、これ

を資金運用部に預託することができる。

(余裕金の預託)

第十七条 国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合に大蔵大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の学長又は校長に交付し、その経理を委任することができます。

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(実施規定)

第十九條 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 財政法第三十一条第一項又は同法第四十一条の三第一項による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和三十九年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和三十九年度の同会計の歳入歳出の決算上の剩余金のうち、前項の繰越し額に相当する金額は、この会計の昭

和三十九年度の歳入に繰り入れるものとする。

4 この法律施行の際一般会計に所屬する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

5 この法律施行の際ににおける大学及び学校資金(公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律)第十条第二項に規定する資金をいう。)は、政令で定めるところにより、この会計の積立金に組み入れるものとする。

6 第四項の規定によりこの会計に帰属した国有財産で、この法律施行後において引き続き一般会計の使用に供されるものについては、昭和三十九年度に限り無償として整理するものとする。

7 一般会計所屬の国有財産を国立学校の用に供するためこの会計に所管換若しくは所管替(以下次項において「所管換等」という。)をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。

8 この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所屬の国有財産を当該所管換等をした各省各庁に係る一般会計所の行政財産とする必要があること。

とにより所管換等をするときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

9 公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律の一部を次のよう改定する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

10 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改定する。

11 第一条中「資金運用部特別会計」の下に「、国立学校特別会計」を加える。

12 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第十三号の次に次の二号を加える。

十三条の二 国立学校特別会計の

13 第二条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

14 第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡收入及び附屬

15 第七条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分

16 第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一

7 第九条 この会計において、毎会計

右 自動車検査登録特別会計法案

国会に提出する。

昭和三十九年一月六日

内閣總理大臣 池田 勇人

(予算の作成及び提出)

自動車検査登録特別会計法

(設置)

第一条 道路運送車両法(昭和二十

六年法律第百八十五号)の規定に

よる自動車の検査及び登録の事務

に関する政府の経理を明確にする

ため、特別会計を設置し、一般会

計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、運輸大臣が、

法令で定めるところに従い、管理

する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、自動

車検査登録印紙売渡收入及び附

18 第四条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分

19 第五条 この会計の歳入歳出予算

は、歳入にあつては、その性質に

従つて款及び項に、歳出にあつて

は、その目的に従つて項に区分す

る。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その性質に従つて項に区分す

る。

第七条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(余裕金の預託)

第八条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第九条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第十条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(余裕金の預託)

第十二条 前条の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十三条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行なう。

(國債整理基金特別会計への繰入れ)

第十四条 第十一条第一項の規定によ

る一時借入金の利子に相当する

金額は、毎会計年度、國債整理基

金特別会計に繰り入れなければな

らない。

(支出未済額の繰越し)

生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(余裕金の預託)

第十六条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第十七条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第十八条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第十九条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第二十条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第二十一条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第二十二条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第二十三条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第二十四条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第二十五条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

第二十六条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

(一時借入金等)

案すべきであります。したがつて、土地問題は各大学ごとのかつてな処分にまかせてはならないであります。まして一時的な研究費の増額のため、大學みずから土地を切り売りするようなことは、教育研究の将来を考えるとき、破壊という憂うべき事態の招来を懸念せざるを得ないのであります。

(拍手)

第二点の財政投融資は病院だけのものであって、一般会計の繰り入れ等についても彈力化したとは考えられないであります。また、大学の付属病院が貧弱劣悪な施設であるならば、その実態と改善計画を文部大臣みずから企画立案をして国会審議にかけるべきであります。

第三点の、歳入超過分の大学自由処分は、一方では、国立大学の教育研究を収益事業化し、他方では、国立大学予算の一観察から繰り入れ分を相対的に削減するところの自律作用を持つてゐるのであります。また、収益力のない基礎的、教養的な学内分野は、応用的学問分野に立ちおくれるという結果を招き、収益力のある大学と、収益力のない大学との格差を拡大するといふ弊害を生むことは必至なのであります。

以上述べた理由でも明らかなどおり、国立学校特別会計法案は、教育研

究の高邁な理念を忘却し無視したものである以上、わが党は強く反対の態度を表明するものであります。(拍手)

自動車検査登録特別会計法案についてであります。企業採算的な考え方で今後手数料の引き上げ等が容易に行なわれるであろうことは火を見るよ

りも明らかであります。特にわれわれが反対をするのは、特別会計の乱増といふ点にあります。予算総計主義の財政原則がくずれるということになるのであります。好ましい結果ではありません。

以上が反対の理由であります。

(拍手)

以上申し述べた理由によりまして、両法案に反対し、討論を終わるものであります。

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

第三点の、歳入超過分の大学自由処分は、一方では、国立大学の教育研究を収益事業化し、他方では、国立大学予算の一観察から繰り入れ分を相

対的に削減するところの自律作用をもつてゐるのであります。また、収益力のない基礎的、教養的な学内分野は、応用的学問分野に立ちおくれるという結果を招き、収益力のある大学と、収益力のない大学との格差を拡大するといふ弊害を生むことは必至なのであります。

以上述べた理由でも明らかなどおり、国立学校特別会計法案は、教育研

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決する。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議を議題となし、委員長の報告を求め、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたしました。

右

国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び経済協力部」を「、国際経済部及び経済協力部」に改め、企業局に産業立地部に改め

る。

第八条第三項中「第七号」を削り、「第三号」の下に「、第七号」を加え、

「国際協力」を「経済協力」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の

3 国際経済部においては、第一項第六号の二に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数

次に次の二項を加える。

2 産業立地部においては、前項第七号及び第十二号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第九条に次の二項を加える。

七の二 通商産業省の所掌事務に關し消費の合理化及び一般消費者の利益の保護に関する事務を總括すること。

会の項を削る。

第二十五条第一項の表中「産業構造調査会」を「産業構造審議会」に改め、産業構造に関する重要な事項を調査審議すること。

九の二 工業用地、工業用水その他の産業立地に關すること。

九の三 工業用水道に關すること。

九の四 所掌に係る事業の工場排水の規制その他の産業公害の防

止に關すること。

国際の協定又は取扱に關するこ

と、同項第三号及び第十号に掲げ

る事務のうち通商経済上の国際協

力に關すること並びに同項第七号に掲げる事務であつて経済協力部の所掌に屬するもの以外のものに關することをつかさどる。

第九条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 通商産業省の所掌事務に關し消費の合理化及び一般消費

者の利益の保護に関する事務を總括すること。

会の項を削る。

第二十五条第一項の表中「一、五

七六年」を「一、六六八年」に、「一、二〇五年」を「一、三一五年」に、「一、六三人」を「一、六七人」に、「一二、九四四人」を「一二、一五〇人」に改める。

附則第四項中「産業構造調査会、産業振興審議会及び電気事業審議会は昭和三十九年三月三十一日」

昭和三十九年三月二十八日 来議院

を「産炭地域振興審議会は昭和四十一年十一月十二日」に改める。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

四
周

國際協力、関税その他国際経済に関する事務のうち通商産業省の所掌に係るもの増大に対処し、これらの事務を円滑に運営するため、通商局に国際経済部を設置するとともに、産業立地に関する事務を強力に推進するため、企画局に産業立地課を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求
めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

德安實藏君登壇

○徳安實藏君　ただいま議題となりま

した通商産業省設置法の一部を改正す

る審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

改正の要旨は、通商局に国際經濟部を、企業局に産業立地部を、それぞれ

すなわち、議院運営委員長提出、国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院事務局は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員規程の一部を改正する規程案、右の議案を提出する。

昭和三十九年三月二十七日
提出者

國會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

國會議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十二年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日額四百五十円」を「給料月額三万八千五百円を受ける者にあつては日額五百五十円、給料月額一萬九千六百三十円を受ける者にあつては日額四百五十円」に改める。

第二条の二第一項中「月額六千七百五十円」を「給料月額三万八千五百円を受ける者にあつては月額八千二百五十円、給料月額一萬九千六百三十円を受ける者にあつては月額六千七百五十円」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理 由

国會議員の秘書のうち、給料月額三万八千五百円を受ける者の滞在雜費及び閉会中雜費の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本 案 施 行 に 要 す る 經 費

本案施行に要する経費は、約一千八百二十八万四千円であつて、昭和三十九年度予算に計上すみである。

衆 議 院 事 務 局 職 員 定 員 規 劇 の 一 部
を 改 正 す る 規 程 案

右の議案を提出する。

昭和三十九年三月二十七日

提出者　議院運営委員長　福永　健司

衆議院事務局職員定員規程の一
部を改正する規程

三十三年三月二十八日議決)の一部
を次のよろに改正する。

第一条中「千六百八人」を「千六百
十六人」に改める。

第二条中「国会の会期中」を削る。

附　則

1　この規程は、昭和三十九年七月
一日から施行する。ただし、第二
条の改正規定は、第四十六回国會
の会期の終了日の翌日から施行す
る。

2　改正後の衆議院事務局職員定員
規程第一条の規定にかかるわらず、
同条に規定する定員は、昭和三十
九年九月三十日までの間は、千六
百十三人とする。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明
を許します。議院運営委員長福永健司
君。

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 議題の一件につき、提
案理由を申し上げます。

国會議員の秘書の給料等に関する法
律の一部を改正する法律案は、国會議

2 常勤の理事を増加し二人以内とすることとする。

二 議案の可決理由

本案は、林業金融の円滑化の措置として有効適切なものと認め、多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社

会党角屋堅次郎君外二名の提案に

より、「基金に対する政府出資額は、現行通り法律に明記する。」旨

の修正案が提出されたが、賛成少數をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算に、林業信用基金への追加出資金として、三億五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

農林水産
委員長 高見 三郎

衆議院議長船田中殿

通商に関する日本国とオースト

ラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

一本件の要旨及び目的

わが國が昭和三十年三月二十日より、オーストラリア連邦に對するガット第三十五条援用撤回加入した際、オーストラリア連邦は、わが國に対しガット第三十五条を援用し、昭和三十二年にはそ

の援用を継続たままで、両国間に通商協定が締結された。

その後、両国間の貿易は安定した発展をみるに至つたので、昭和三十五年十月以来、ガット第三十五条援用の撤回について交渉を行なつた結果、昭和三十八年八月五日東京で本議定書が署名された。

本議定書は、現行協定中第四条1及び2を削り、その代わりに、協定のいかなる規定も、いずれか一方の国がガット締約国として有する権利義務を害するものでない旨の規定を新たに設け、第五条(セーフガード規定)を削り、第七条2中の有効期間「一九六〇年七月五日」を「本議定書の効力発生の日から三年後の日」に改めることを規定している。

なお、この議定書は批准書交換の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

一 本件の要旨及び目的

わが國とエル・サルヴァドル共

和国との間に、従来、通商に關する協定がなかつたので、同国との間に通商上の諸般の待遇の保障を実現するため、昭和三十七年以来、通商に關する協定の締結について交渉を重ねた結果、昭和三十八年七月十九日東京で本協定が署名された。

本協定は、両国間の通商關係の強化發展、並びに投資及び經濟協力の助長をはかることを目的とするもので、両国は、關稅、その賦課方法、輸出入規則、輸出入貨物に対する内國稅の適用、輸入貨物の取扱い、支払、送金及び資金又は金錢證券の移転、出入國、滞在、旅行、居住、財產權及び事業

活動等に關して最惠國待遇を、商船の入港、貨物及び人の輸送に關

であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

して内国民待遇及び最惠國待遇を与えること、また、協定の不可分の一部をなす議定書において、通常の事項、不動産の権利の享有に関する相互主義、ガットに基づく権利義務の優先等について規定している。

なお、この協定は、批准書の交換の日以後一箇月で効力を生じ、三年間効力を有し、期限終了前三年間ずつ延長されることになつてゐる。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

国立学校特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

国立学校の充実に資するとともに、その經理を明確にするため、

国立学校特別会計を設置し、一般会計と区分して經理することとしている。

1 この会計は、文部大臣が管理する。

2 この会計の歳入は、一般会計からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附属施設収入

とし、歳出は、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費とする。

3 国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるとき

は、この会計の負担において借入金をすることができる

とする。

4 その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出、決算上の剩余金の処分、積立金の運用、

金裕金の預託、一時借入金の借入れ、委任經理等この会計の經理に關し必要な事項を定めるこ

ととしている。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

二 議案の可決理由

